

消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

平成 26 年 6 月 11 日

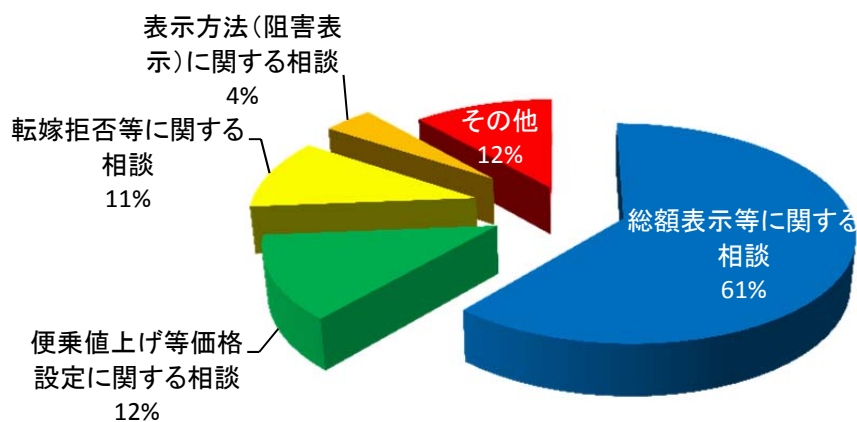
内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

消費税価格転嫁等総合相談センターの 5 月（5/1～5/31）の相談対応状況は以下のとおり。

1 相談件数

5 月の相談件数：電話 595 件、メール 74 件

【相談内容（全 669 件）の内訳（※）】



2 相談例

○ 総額表示等に関する相談

Q. スーパーの価格表示について、事業者によって表示方法にばらつきがあり、消費者にとって分かりづらいので統一すべきではないか。また、本体価格と税込価格を併記する場合において、税込価格が小さすぎてよく分からない場合には指導を行うべきではないのか。

A. 今般の消費税率の引上げに伴い設けられた消費税転嫁対策特別措置法により、平成 25 年 10 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置（誤認防止措置）」を講じている場合に限り、税込価格によらない表示ができることとされています（総額表示義務の特例）。この特例は、消費税率の 2 度にわたる引上げに伴う事業者の事務負担等に配慮して設けられたものです。

消費者の方におかれましては、このような経緯も踏まえ、事業者が行う価格表示に御理解いただきますようお願いいたします。なお、この特例を適用して税込価格によらない表示を行う事業者は、平成 29 年 3 月 31 日までの間であっても、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならないこととされています。（以下次ページに続く）

※ 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 26 件

消費税転嫁対策特別措置法では、税込価格と税抜価格を併記する場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、価格について一般消費者に誤認を与えることとはならないため、景品表示法の適用を除外する旨規定しています。ただし、税込価格が明瞭に表示されていないときは、景品表示法により禁止される不当表示(有利誤認表示)に該当するおそれがあり、当該表示が有利誤認表示に該当すると認められる場合には、同法に基づく措置(措置命令又は指導)が採られることとなります。

Q. 平成26年1月に同月から1年分の役務(サービス)提供に係る料金を支払ったが、4月分以降の料金について、新税率が適用されるとの理由で税率上昇分の追加請求をされた。定期券などは、3月中に購入すれば、4月分以降の料金についても旧税率が適用されると聞いているが、取引によって、適用税率に違いがあるのか。

A. 平成26年4月1日以後に行われる課税資産の譲渡等については、その代金の支払の時期にかかわらず、8%の消費税率が適用されます。

ただし、消費税率の経過措置が適用される取引などについては、5%の消費税率が適用されます。御照会の定期券などの旅客運賃等については、経過措置が設けられており、旅客運送が平成26年4月1日以後に行われるものであっても、一定の要件に該当するものは、事業者がその対価を平成26年3月31日までに領収している場合には、5%の消費税率が適用されることとされています。

○ 便乗値上げ等価格設定に関する相談

Q. 4月に入ってから3月まで税込A円であったものを税抜A円とし、そこに8%の消費税をかけている店が多いが、こうした価格設定は便乗値上げとして問題とならないのか。

A. 税込A円だったものを税抜A円とする場合は、現在の本体価格の約5%相当分の値上げを意味するものと考えられます。

一方で、この本体価格値上げが、当該商品の需給バランス、原材料価格の動向、商品の特性等により説明できるのであれば、便乗値上げには該当しないと考えられますが、まずは、値上げの要因について、事業者にご確認ください。その上で、納得がいく回答が得られない場合には、消費者庁に御連絡ください。

○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 当社(メーカー)が卸売業者を通じて納入先に商品を納めているところ、納入先から消費税率引上げ分の値引きを要請されることを懸念している。当社と納入先との間には直接の取引関係はないが、この場合、消費税転嫁対策特別措置法の適用はないのか。

A. 原則として直接取引関係のある当事者間が消費税転嫁対策特別措置法の適用対象となりますが、例えば、卸売業者が代金の回収責任を負っているのみで取引条件の交渉は納入先とメーカーとの間で行われている等、当該取引の交渉実態などを実質的にみて納入先とメーカーとの間で取引が行われているとみることができる場合には、納入先とメーカーとの間に直接の取引関係がなくても、同法の適用対象となります。

Q. 公の施設の管理を指定管理者に行わせ、その利用料金を収入として収受させている場合、利用料金を指定管理者が変更するには地方公共団体の承認が必要である。消費税率引上げに対応し、指定管理者が利用料金を引き上げようとする場合、地方公共団体がそれを承認しないことはあり得るのか。

A. 消費税率の引上げに伴う公共料金等の改定については、税負担の円滑かつ適切な転嫁を基本として対処すべきものです。地方公共団体が、公の施設の管理を指定管理者に行わせ、その利用料金を指定管理者に収入として収受させている場合については、利用料金に消費税が円滑かつ適正に転

嫁されるように必要な措置を講じるよう、総務省から地方公共団体宛てに通知を発出しているところであり、通知を踏まえた適切な対応が必要です。

○ 表示方法（阻害表示）に関する相談

Q. ある飲食店に入ったら定食1000円(税別)が100円引きと表示してあったので、900円に消費税分の72円を足した972円を支払えばよいと思っていたら、請求された額は1000円(税別)に消費税分80円を足した1080円から100円を差し引いた980円であった。このような値引き表示は問題とされないか。

A. 御相談の表示については、実際に100円分値引きがされており、直ちに問題のある表示には当たりません。

値引き処理に際して、税込価格から値引きするのか税抜価格から値引きするのかは事業者の判断に委ねられております。どちらの方法を採用かによって消費者が最終的に支払う金額に違いが出てくることから、事業者は、あらかじめ消費者に対して値引きに係る取引条件について明らかにしておくことが適切と考えられます。

なお、税込価格からの値引き又は税抜価格からの値引きであるかは、お手数ですが事業者に御確認ください。

お問い合わせ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610